平成２２年（フ）第４０８４号
大阪府門真市千石西町９番50―105号
債務者　松田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８９号
大阪市城東区諏訪２丁目４番16号　松岡ビル303号室
債務者　東野　有希
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９７号
大阪市平野区長吉長原１丁目13番25―406号
債務者　鈴木　友宏
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８号
石川県鹿島郡中能登町能登部下114甲３番地、住民票上の住所石川県鹿島郡中能登町能登部下57部46番地
債務者　正谷　　学
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後２時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２６号
静岡県富士宮市淀川町10番２号
債務者　佐野　裕之
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８６号
静岡県富士市比奈122番地の22
債務者　野田　　謙
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８７号
静岡県富士市比奈122番地の22
債務者　野田　廸子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８８号
静岡県富士市比奈122番地の22
債務者　野田　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３７３８号
大阪府東大阪市岩田町５丁目15番24号
債務者　香山　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０２号
大阪府枚方市香里園桜木町８番14号
債務者　川﨑　哲男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４０号
大阪市此花区西九条３丁目４番７号　グレイスハイツ401、住民票上の住所兵庫県加古川市平荘町里195番地の２
債務者　位田由加利
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地61棟305号
債務者　小林フカシこと　コバヤシ　ジョージフカシ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地61棟305号
債務者　コバヤシ陽子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字荒田47番地１
債務者　櫻井　丈史
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１９８号
大阪市東住吉区杭全４丁目８番８号ココスヒルズ402号
債務者　上村　成仁（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部